

午前十時開議

○下山芳男委員長 ただいまから議会運営委員会を開催いたします。

○下山芳男委員長 若林議員は欠席ですので、御報告いたします。

1 第三回区議会定例会について、㊦提出予定案件について。

○須藤総務部長 それでは、令和八年第三回世田谷区議会定例会の提出予定案件について、本日、八月二十五日現在、御報告申し上げます。議案三十五件、認定五件、諮問一件、報告三十件となります。

まず、議案です。政策経営部より、令和八年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）・国民健康保険事業会計補正予算（第一次）・後期高齢者医療会計予算（第一次）・介護保険事業会計補正予算（第一次）。

財務部より、世田谷区民健康村なかのビレジ外二施設改修機械設備工事（令和八年度）請負契約。

世田谷区本庁舎等整備工事請負契約変更。

財産（電動式移動棚）の取得の変更。

続きまして、生活文化政策部より、世田谷区区民健康村条例の一部を改正する条例。

世田谷区立世田谷文化生活情報センター条例の一部を改正する条例。

世田谷区立区民会館の指定管理者の指定。

世田谷区立世田谷美術館の指定管理者の指定。

世田谷区立世田谷文学館の指定管理者の指定。

世田谷区立世田谷文化生活情報センターの指定管理者の指定。

世田谷区区民健康村指定管理者の指定。

続きまして、地域行政部より、世田谷区出張所設置条例の一部を改正する条例。

世田谷区印鑑条例の一部を改正する条例。

続きまして、保健福祉政策部より、世田谷区立保健福祉センター条例の一部を改正する条例。

次のページを御覧ください。障害福祉部より、世田谷区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区指定障害児入所施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正

する条例。

子ども・若者部より、世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例の一部を改正する条例。

世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例。

続きまして、都市整備政策部より、世田谷区風景づくり条例の一部を改正する条例。

世田谷区地区計画等の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例。

続きまして、みどり 部 推進担当部より、世田谷区立公園条例の一部を改正する条例。

道路・交通計画部より、特別区道路線の認定が2件ございます。

続きまして、教育委員会事務局より、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例。

世田谷区立幼稚園保育料条例の一部を改正する条例。

世田谷区立認定こども園保育料条例の一部を改正する条例。

世田谷区立図書館の指定管理者の指定。

次のページを御覧ください。選挙管理委員会事務局より、世田谷区議会議員選挙及び世田谷区長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例。

続きまして、認定です。政策経営部より、令和七年度世田谷区一般会計・国民健康保険事業会計・後期高齢者医療会計・介護保険事業会計・学校給食費会計歳入歳出決算認定。

続きまして、諮問になります。生活文化政策部より、人権擁護委員候補者推薦の諮問。

次に、報告になります。政策経営部より、令和七年度世田谷区財政健全化判断比率の報告。

令和七年度・令和八年度株式会社世田谷サービス公社の経営状況に関する書類の提出。

財務部より、令和七年度・令和八年度世田谷区土地開発公社の経営状況に関する書類の

提出。

議会の委任による専決処分の報告（世田谷区本庁舎等整備工事）。

同じく、世田谷区立奥沢中学校校舎棟他解体工事。

同じく、世田谷区立大蔵運動公園斜面地保全工事。

同じく、世田谷区役所通り電線共同溝工事等委託。

同じく、擁壁改修工事（池尻四丁目二番先）。

続きまして、生活文化政策部より、令和七年度・令和八年度公益財団法人せたがや文化財団の経営状況に関する書類の提出。

令和七年度・令和八年度株式会社世田谷川場ふるさと公社の経営状況に関する書類の提出。

次のページを御覧ください。スポーツ推進部より、令和七年度・令和八年度公益財団法人世田谷区スポーツ振興財団の経営状況に関する書類の提出。

経済産業部より、令和七年度・令和八年度公益財団法人世田谷区産業振興公社の経営状況に関する書類の提出。

環境政策部より、議会の委任による専決処分の報告（自動車事故に係る損害賠償額の決定）。

同じく、宅配ボックス損傷事故に係る損害賠償額の決定。

保健福祉政策部より、令和七年度・令和八年度公益財団法人世田谷区保健センターの経営状況に関する書類の提出。

都市整備政策部より、令和七年度・令和八年度一般財団法人世田谷トラストまちづくりの経営状況に関する書類の提出。

土木部より、議会の委任による専決処分の報告（車止め用ポール損傷事故に係る損害賠償額の決定）。

教育委員会事務局より、議会の委任による専決処分の報告（ガス料金支払遅延に係る損害賠償額の決定）。

令和八年度世田谷区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価報告書の提出。

監査事務局より、令和八年五月分・六月分例月出納検査の結果について。

職員の賠償責任等に係る監査の結果について。

私からは以上でございます。

○下山芳男委員長 ㊤会期見込み等から㊤請願受理期限まで、一括説明願います。

○中潟区議会事務局長 レジュメを御覧願います。まず、㊤会期見込み等でございますが、記載のとおり、告示が九月七日月曜日、招集日は九月十五日火曜日、会期見込みが九月十五日火曜日から十月二十日火曜日までの三十六日間でございます。

次に、㊤署名議員でございますが、今回は七番の藤井まな議員と三十六番の宍戸三郎議員でございます。

次に、㊤質問通告期限でございますが、代表質問が九月八日火曜日午前十一時、一般質問が同日正午でございます。

次に、㊤質問順序でございますが、代表質問は既に確認されているとおり、今回は、立憲無、改革、共産、自民、公明の順となります。また、一般質問は従来どおり抽せんとなります。

そして、㊤請願受理期限でございますが、三日目付託分が九月八日火曜日正午、最終日付託分につきましては十月十三日火曜日正午となります。

以上のとおり準備を進めることでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 ㊤会期見込み等から㊤請願受理期限まで、ただいまの局長説明のとおり準備を進めることでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

㊤決算審査について。

○中潟区議会事務局長 予算・決算特別委員会に関しましては、既に今期を通じてその取扱いが確認されているとおり、今回の決算特別委員会につきましては、議長及び前監査委員の藤井議員、現監査委員の和田議員、河村議員、そして出産のため欠席届が提出されている維新の若林議員の五名を除く四十五名の委員により設置することとなり、レジュメに記載した表のとおりでございます。

なお、委員長につきましては自民、副委員長につきましては、今回は立憲無と共産となります。

また、委員会の運営方針や時間配分を協議するため、事前に準備会を設置し、その構成につきましては、自民から二名、その他の交渉会派から一名となります。

今回の決算審査に当たりまして、以上のとおり取り扱うことでよろしいか、お諮りをお願いいたします。

○下山芳男委員長 ㊦決算審査について、ただいまの局長説明のとおり取り扱うことでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定します。

○中潟区議会事務局長 ただいま御決定いただきましたので、委員及び準備委員の届出を八月二十七日木曜日正午までに事務局に御提出願います。

また、年間予定では、八月三十一日月曜日に準備会を予定しております。午後一時からの開催といたしたいので、あらかじめ御承知おき願います。

○下山芳男委員長 2 議会制度研究会における検討結果について。

議会制度研究会における検討結果について、議会制度研究会座長より報告がありました。ここに畠山座長がいらっしゃいますので、本件について報告をお願いいたします。

○畠山晋一委員 議会制度研究会における検討項目の協議が全て終了いたしましたので、六ページの議会制度研究会検討結果報告に沿って御説明いたします。

まず、七ページの資料1を御覧ください。議会制度研究会における検討経過についてですが、令和七年五月八日から令和八年七月二十八日まで、十三回にわたり研究会を開催し、協議等を行ってまいりました。各回の内容は記載のとおりとなります。

九ページにお進みいただき、資料2を御覧ください。この間、協議いたしました検討項目とその結果等の一覧となります。

なお、前回の中間報告以降、協議いたしました項目番号三、議選監査委員による議会への監査報告の実施など監査委員のあり方検討、項目番号五、少数会派の発言時間について、項目番号六、区議会のDXについて、オンラインによる議会出席の制度化について、項目番号十、議会報告会の実施について、項目番号十一、メディア等の議会傍聴の方針について、項目番号十七、行政視察のあり方の見直しについて及び項目番号十八、区議会として取り組むシティズンシップ教育の在り方については、いずれも協議の結果、意見の一致を見ることができませんでした。

次にお進みいただき、資料3を御覧ください。こちらは全十九の検討項目のうち、意見の一致を見た項目とその内容の一覧でございます。いずれも、さきに議会運営委員会へ中間報告した事項を改めて取りまとめたものとなります。

以上で議会制度研究会の検討結果報告を終わります。

○下山芳男委員長 ただいまの座長報告に対し何かございますか。

それでは、議会制度研究会の検討結果につきましては、座長報告のとおりとすること
よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○下山芳男委員長 異議なしと認め、さよう決定いたします。

下山芳男委員長 3次回委員会について。次回委員会は、九月七日月曜日午前十時より開
催することとしたいので、よろしくお願いいたします。

○下山芳男委員長 以上で議会運営委員会を散会いたします。

午前十時十二分散会
